

# 総務省組織令の一部を改正する政令の概要

## 1 概要

平成 29 年度機構・定員査定結果等を踏まえ、総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、総務省組織令（平成 12 年政令第 246 号）の一部を改正するものである。

## 2 改正事項

### （1）大臣官房

#### ① 参事官(1)の設置（平成 32 年度末までの時限）（第 19 条の改正）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の施行に向け、情報提供ネットワークシステムの設置・管理とともに、同システムと国、地方公共団体等の情報システムを接続して行う情報連携の円滑な開始、安定的な実施のための体制整備

### （2）自治行政局

#### ① 市町村課の設置期間の特例（附則第 9 条の改正）

平成 28 年度末までの設置期間の特例の廃止

### （3）情報通信国際戦略局

#### ① 参事官(1)の充て職の専任化（第 67 条の改正）

インターネット国際戦略強化のため、関係のある他の職を占める者をもって充てることとされている参事官 2 名のうちの 1 名の専任化

### （4）統計局及び統計研修所

#### ① 統計利用推進課の新設等（第 13 条、第 110 条の改正等）

統計局統計情報システム課を廃止して新たに統計作成支援課、統計利用推進課及び統計情報システム管理官を設置し、同局統計調査部経済基本構造統計課を廃止

#### ② 統計技術の研究に関する事務及び統計研修所（第 13 条、第 131 条の改正等）

統計局統計調査部調査企画課で実施している「統計技術の研究に関する事務」を統計研修所に移管し、統計研修所の名称を統計研究研修所に変更

### （5）政策統括官

#### ① 恩給審査官(1)の廃止（第 120 条第 6 項の改正）

恩給審査官を廃止し、恩給審査官の業務を恩給企画管理官へ移管

## 3 今後の予定

閣議：平成 29 年 3 月 24 日（金）

施行日：平成 29 年 4 月 1 日（土）